

奈良県告示第三百三十号

権原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）第十一条第四項の規定により、奈良県立権原公苑（明日香庭球場）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年十二月十六日

奈良県知事 山下 真

一 指定管理者となる団体

サンアメニティ・Real Style共同事業体 代表構成員 大和高田市南本町
一番一号 株式会社 Real Style 代表取締役 鍵谷 健

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで